

(証券コード 175A)

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株主各位

東京都江東区富岡二丁目11番6号

株式会社 Will Smart

代表取締役社長 石井 康弘

## 第12回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://willsmart.co.jp/ir/stock/meeting/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「Will Smart」または「証券コード」に「175A」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙を2024年6月24日（月曜日）18時30分までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日） 11時00分

2. 場 所 東京都江東区富岡二丁目11番6号  
HASEMAN BLDG 5階 当社会議室  
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
  3. 本株主総会の模様は、株主の皆様がご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。ライブ配信はご視聴のみとなりますため、書面により事前に議決権を行使いただき、ご質問がある場合は事前にお寄せください。  
配信日時：2024年6月25日（火曜日）11時00分から株主総会終了時刻まで

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の趣旨及び目的

#### (1) 決算期（事業年度の末日）の変更

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営を効果的かつ効率的に実施することを目的とし、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第9条、第44条及び第46条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第13期事業年度は、2024年4月1日から2024年12月31日までの9か月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### (2) 事業目的の変更

当社における今後の事業内容の多角化に対応することを目的とし、現行定款第2条につきまして、事業目的を一部変更するものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 条文省略	第1条 現行のとおり
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 現行のとおり
1. ～4. 条文省略	1. ～4. 現行のとおり
新設	<u>5. 旅行業法に基づく旅行業</u>
新設	<u>6. 不動産の売買・賃貸・管理並びにその仲介</u>
<u>5. その他前各号に付帯する投融資及び保証を含む一切の業務</u>	<u>7. その他前各号に付帯する投融資及び保証を含む一切の業務</u>
第3条～第5条 条文省略	第3条～第5条 現行のとおり
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第8条 条文省略	第6条～第8条 現行のとおり
(基準日)	(基準日)
第9条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。	第9条 当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
2. 条文省略	2. 現行のとおり
第10条～第11条 条文省略	第10条～第11条 現行のとおり
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 条文省略	第12条～第17条 現行のとおり

<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第39条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>第45条 条文省略</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 3. 条文省略</p> <p>第47条 条文省略</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第39条 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>第45条 現行のとおり</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 3. 現行のとおり</p> <p>第47条 現行のとおり</p> <p>附則 <u>(事業年度変更に係る経過措置)</u> 第1条 <u>第44条(事業年度)の規定にかかわらず、第13期の事業年度は、2024年4月1日から2024年12月31日までとする。</u> 2. <u>第46条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第13期の事業年度の中間配当の基準日は、2024年9月30日とする。</u> 3. <u>本条は、第13期の事業年度終了後、これを削除する。</u></p>
--	---

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	イシ イ ヤス ヒロ 石 井 康 弘 (1978年8月5日生)	2006年4月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社 2011年1月 株式会社サミーネットワークス入社 2011年10月 株式会社ゼンリンデータコム入社 2013年4月 当社取締役（経営企画部担当） 2016年4月 当社代表取締役社長（現任）	12,500株
2	ヌノ メ アキ ツグ 布 目 章 次 (1971年2月9日生)	1995年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2006年3月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社 2022年10月 当社入社 2023年4月 当社執行役員 コーポレート本部長（現任） 2023年6月 当社取締役副社長（現任）	—
3	アオ キ セイ タ 青 木 正 太 (1963年11月25日生)	2003年12月 フットワークエクスプレス株式会社（現 JPロジスティクス株式会社）入社 2007年12月 九州産交運輸株式会社（同社子会社）代表取締役会長 2009年4月 フットワークエクスプレス株式会社（現 JPロジスティクス株式会社）代表取締役社長 2015年2月 株式会社明光商会代表取締役社長 2022年6月 当社取締役（現任） 2024年2月 株式会社りらく代表取締役社長（現任）	—
4	ア ガチ トシ ヒコ 安 達 俊 彦 (1954年9月4日生)	2009年4月 全日本空輸株式会社 営業推進本部顧客マーケティング部長 2009年6月 ビットワレット株式会社（現 楽天Edy株式会社）取締役（兼任） 2013年4月 全日空商事株式会社取締役リテールカンパニー長 2014年4月 同社常務取締役リテールカンパニー長 2019年4月 サーフスタジアムジャパン株式会社代表取締役（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 石井康弘氏は、代表取締役社長への就任以降8年にわたり、当社の経営を指揮し、かつ、積極的な事業展開により新たなビジネスモデルを構築してまいりました。また、ビジネス環境が変化する中、リーダーシップを発揮し成長を牽引しております。当社の更なる企業価値向上のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。なお、2011年10月から2013年3月までの間、親会社の子会社であったゼンリンデータコム株式会社において業務執行者でありました。
3. 布目章次氏は、長年にわたるIT企業の経営企画業務を通じて、経営管理に関する豊富な経験と見識を有しております。IT業界及び企業経営の経験から、当社の総合的な企業価値向上

に貢献することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4. 青木正太氏は、長年にわたる代表取締役としての経営経験及び高い見識等を活かして、当社の企業価値向上に寄与しております。以上のことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 安達俊彦氏は、社外取締役に該当する取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 安達俊彦氏は、長年にわたり複数の会社で取締役を歴任し、現在も他社で代表取締役を務めております。これらの経歴を通じて培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮することにより、当社取締役会の機能強化が期待されます。以上のことから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待された役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。  
これにより安達俊彦氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、第2号議案により同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしました。当該契約において、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。また保険料は当社が負担することとなります。候補者は全員、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年12月2日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と、当社の監査役の報酬等の額は、2021年12月2日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び監査役（以下「対象監査役」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象役員に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします（なお、対象監査役は、後者の方法に限ります。）。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象役員に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象役員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間17,000株以内（うち社外取締役分は年間3,000株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額85百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）、本議案に基づき対象監査役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間3,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額15百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において、各対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議により決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名、現在の対象監査役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名、対象監査役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象役員は、約1年間から約5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象役員が約1年間から約5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役又は監査役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象役員が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象役員が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象役員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与し、又は、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

本議案についてご承認いただいた場合には、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、対象取締役に譲渡制限付株式を付与する内容にする予定ですが、本議案の内容はそのために必要かつ相当な内容となっております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年4月16日時点）に占める割合は1%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

なお、2024年3月13日付け有価証券届出書（新規公開時）に記載のとおり、当社は主幹事会社（大和証券株式会社）に対し、元引受契約締結日（2024年4月8日）から上場日（当日を含む）後180日目の日（2024年10月12日）までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社の普通株式の発行等（ただし、譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しており、これを遵守する形で当社の譲渡制限付株式報酬としての普通株式等を発行いたします。

以 上

# 事業報告

〔2023年4月1日から  
2024年3月31日まで〕

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したこと等により、国内の移動が活性化していることや、円安の影響等によるインバウンド需要とともに国外からの旅行者も増加傾向にあり、景気の回復傾向が見られる一方で、原材料価格やエネルギーコストの高止まりにより、物価が上昇し、個人消費は停滞しております。

当社が属するDX業界においても、企業の投資意欲は堅調であり、需要は増加傾向にあります。また、当社定義のモビリティ業界※では、日本版ライドシェアや物流企業の2024年問題など人材不足による事業課題やESG関連への関心から投資意欲は堅調に推移しております。

当社におきましても、「自らのアイデアとテクノロジーを活用し、社会課題を解決する」のミッションの下、顧客のDX化の促進支援、ESG関連の新規サービス開発支援等を行ってまいりました。また、これまでモビリティ市場の課題解決に適したサービス開発を行ってきた経験及び信頼から、新たな顧客層（国・自治体関連等）獲得に向けた諸施策も実施してまいりました。

その他、社内施策として、システム開発にかかる人月単価の見直し及び業務委託費の抑制など生産性向上の諸施策を実施いたしました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,085,861千円（前事業年度比33.5%増）、営業利益36,124千円（前事業年度は179,916千円の営業損失）、経常利益35,370千円（前事業年度は179,339千円の経常損失）、当期純利益27,104千円（前事業年度は287,331千円の当期純損失）となりました。

※ モビリティ業界：交通や物流など人や物の移動によって経済活動を行う事業群の総称。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

#### (モビリティセグメント)

モビリティセグメントは、受注金額が10百万円以上の大型開発案件が増加し、ショット売上高が伸長いたしました。特に、前事業年度に完成した案件の2次開発や3次開発などの継続案件及び顧客のDX化支援として提供した総合情報配信サービスの売上が増加したことが大きな要因となっております。

また、ストック売上高に関しては、大型開発案件の納品が第4四半期会計期間に集中し、保守・システム利用の開始が来期以降となったことで、当事業年度の業績への影響は軽微となり、前事業年度と比べ微増に留まりました。しかしながら、足元ではカーシェアリングシステムで利用する車載器等の稼働台数も順調に増加しており、ストック売上高の安定化は進んでおります。

この結果、売上高973,035千円（前事業年度比30.6%増）となりました。

#### (インポートセグメント)

インポートセグメントは、長引く円安の影響により商品の仕入単価及び販売単価が上昇しコロナ禍以前の業績まで回復はできなかったものの、前事業年度と比べ増加いたしました。

この結果、売上高112,826千円（前事業年度比65.5%増）となりました。

なお、当セグメントは、翌事業年度に事業から撤退することを決定しております。

## セグメント別売上高

セグメント	第11期 (2023年3月期)		第12期 (2024年3月期)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
モビリティ	744,929	91.6	973,035	89.6	228,106	30.6
インポート	68,187	8.4	112,826	10.4	44,638	65.5
合計	813,117	100.0	1,085,861	100.0	272,744	33.5

## ② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資については、主としてモビリティのソフトウェア開発を中心に投資を行い、合計33,215千円の設備投資を実施いたしました。

なお、無形固定資産のほか、有形固定資産への投資を含めて記載しております。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として199百万円の調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第9期 (2021年3月期)	第10期 (2022年3月期)	第11期 (2023年3月期)	第12期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	1,292,224	1,103,122	813,117	1,085,861
経常利益または 経常損失(△) (千円)	24,839	△20,011	△179,339	35,370
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	24,519	△33,100	△287,331	27,104
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失(△) (円)	1,938.42	△24.63	△225.12	21.78
総資産 (千円)	1,028,575	1,051,061	606,599	775,596
純資産 (千円)	696,043	662,943	284,612	312,420
1株当たり純資産 (円)	51,788.98	493.26	228.78	250.57

(注) 当社は、2021年12月2日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第10期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ゼンリン	6,557百万円	67.9%	当社サービスの提供

(注) 親会社である株式会社ゼンリンとの売上取引に当たっては、取引の合理性や取引条件の妥当性などに留意しております。

また、当社取締役会は同社との取引の内容が適切であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

#### ① 人材の獲得と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡大できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。そのため、優秀な人材の採用及び若手人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。

優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後もインセンティブプランの拡充や長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

#### ② システムの強化

当社の展開する事業は、提供サービスの基盤をインターネット通信網に依存しているため、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、既存システムのバージョンアップ等による外部環境対応が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

#### ③ 組織体制の整備

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査及び監査役監査の実施等により、コンプライアンス体制の維持強化やコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

#### ④ 財務基盤の強化

当社は、継続的にサービスを提供していくとともに、既存サービスの機能改善や新規サービスの開発に取り組むために、手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や一定の内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
モビリティ	モビリティ業界向け各種サービス（総合情報配信、クラウド化支援、モビリティシステム、AI・データサイエンス）等の提供
インポート	インポート関連業界向け海外IT商材の仕入及び販売等

(6) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

本 社	東京都江東区
営 業 所	関西営業所（大阪府大阪市）、和歌山営業所（和歌山県和歌山市） 九州営業所（福岡県福岡市）

(7) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 増 減 比	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
50名（2名）	5名減	36.9歳	3.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数については、アルバイト及び派遣社員は除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入残高
(株)西日本シティ銀行	100百万円
(株)三井住友銀行	99百万円
(株)みずほ銀行	50百万円
(株)りそな銀行	50百万円
(株)日本政策金融公庫	12百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年4月16日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- 発行可能株式総数 5,000,000株
- 発行済株式の総数 1,244,000株（自己株式100,000株を除く）
- 株主数 6名
- 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ゼンリン	845,000株	67.92%
九州旅客鉄道株式会社	222,000	17.84
ENEOS株式会社	83,000	6.67
都築電気株式会社	50,000	4.01
岡谷鋼機株式会社	22,000	1.76
飛島建設株式会社	22,000	1.76

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年11月27日	2024年1月23日
新 株 予 約 権 の 数		266個 (注) 1	574個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 26,600株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 57,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 90,000円 (1株当たり 900円)	新株予約権1個当たり 70,000円 (1株当たり 700円)
権 利 行 使 期 間		2020年12月1日から 2028年10月31日まで	2026年2月1日から 2033年12月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 266個 目的となる株式数 26,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 544個 目的となる株式数 54,400株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年12月22日
新 株 予 約 権 の 数		420個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 71,600円 (1株当たり 716円)
権 利 行 使 期 間		2024年2月1日から 2033年12月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 420個 目的となる株式数 42,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 事業年度の末日における新株予約権の数を記載しております。なお、第1回新株予約権については、退任取締役の2名が340個、退任監査役の1名が新株予約権を20個保有しております。

2. 当社は、2021年12月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役若しくは従業員のいずれかの地位（第4回新株予約権については、執行役員を、第6回新株予約権については、執行役員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を含む）を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
  - (3) 権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。
  - (4) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
  - (5) 第6回新株予約権については、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
    - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
    - (b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
    - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
    - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
  - (6) 第6回新株予約権については、新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2024年1月23日	2024年1月23日
新株予約権の数	350個（注）1	318個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 35,000株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 31,800株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり70,000円 （1株当たり700円）	新株予約権1個当たり70,000円 （1株当たり700円）
権利行使期間	2026年2月1日から 2033年12月31日まで	2026年2月1日から 2033年12月31日まで
行使の条件	（注）2	（注）2
従業員等への交付状況	新株予約権の数 350個 目的となる株式数 35,000株 交付者数 4名	新株予約権の数 318個 目的となる株式数 31,800株 交付者数 21名

- (注) 1. 事業年度の末日における新株予約権の数を記載しております。
2. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
  - (3) 権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。
  - (4) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
  - (5) 第5回新株予約権については、新株予約権者が、以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該ア乃至ウの規定に定める数に限られるものとする。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
    - ア 新株予約権の権利行使期間の初日又は当社が当社株式を取引所に上場した日のどちらか遅い日から1年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権の数の20%まで
    - イ 新株予約権の権利行使期間の初日又は当社が当社株式を取引所に上場した日のどちらか遅い日から1年経過後2年を経過する日までは、上記アに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて割り当てられた新株予約権の数の50%まで
    - ウ 新株予約権の権利行使期間の初日又は当社が当社株式を取引所に上場した日のどちらか遅い日から2年経過後以降は、割り当てられた新株予約権の数の全部
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	石 井 康 弘	
取締役副社長	布 目 章 次	執行役員コーポレート本部長
取 締 役	青 木 正 太	株式会社りらく 代表取締役社長
取 締 役	安 達 俊 彦	サーフスタジアムジャパン株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	奥 田 浩 三	
監 査 役	田 中 裕 幸	田中法律会計税務事務所 所長 有限会社ティーシーピー 取締役 株式会社ユーザーローカル 社外監査役 ビープラッツ株式会社 社外監査役
監 査 役	水 澤 良	税理士法人I-TRAD 代表社員 公認会計士水澤良事務所 代表

- (注) 1. 取締役安達俊彦氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役奥田浩三氏、監査役田中裕幸氏及び監査役水澤良氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役奥田浩三氏は、株式会社ゼンリンの経営企画室長などを歴任した実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役田中裕幸氏及び水澤良氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また田中裕幸氏は弁護士資格を有しており、法律に関する専門性も有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役安達俊彦氏、監査役奥田浩三氏、監査役田中裕幸氏及び監査役水澤良氏につきましては、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

##### (3) 取締役及び監査役の報酬等

###### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等		
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	30,900千円 (480千円)	2,450千円 (-)	-	33,350千円 (480千円)	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10,560千円 (10,560千円)	-	-	10,560千円 (10,560千円)	
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	41,460千円 (11,040千円)	2,450千円 (-)	-	43,910千円 (11,040千円)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2021年12月2日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち社外取締役2名)であります。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2021年12月2日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち社外監査役3名)であります。

4. 業績連動報酬は、会社の経営状況等を勘案し、基本報酬との総額が株主総会にて決定した総額の限度内となる範囲において取締役会の協議で決定いたしました。なお、上記業績連動報酬の額は、当事業年度において費用計上した額を記載しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2023年6月20日開催の取締役会において代表取締役社長石井康弘に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安達俊彦氏は、サーフスタジアムジャパン株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長、有限会社ティーシーピーの取締役、株式会社ユーザーローカル及びビープラッツ株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役水澤良氏は、税理士法人I-TRADの代表社員及び公認会計士水澤良事務所の代表を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 安達俊彦	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 奥田浩三	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、監査役会12回全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な助言を行っております。
監査役 田中裕幸	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に、また、監査役会12回全てに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。
監査役 水澤良	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	27,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役、執行役員及び使用人（執行役員を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを策定し、全社のコンプライアンスに関わる行動指針を定め、取締役、執行役員及び使用人に周知する。

② コンプライアンス管理担当取締役を置き、会社のコンプライアンス体制の構築・維持を管理・統括するとともに、重要なコンプライアンスに関する事項の諮問・推進機関として専門委員会を設置し、コンプライアンス管理状況を確認する。なお、専門委員会はコンプライアンス規程に記載されているとおり、コンプライアンス・リスク管理委員会とする。

③ 取締役、執行役員及び使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して実施することにより、コンプライアンスの知識を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

④ 執行役員及び使用人は、職場や従事する業務に関連して法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。

⑤ 内部通報窓口業務管理規程を定め、法令遵守義務のある行為等について、法令違反事実の通報窓口を設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者への不利益処遇を禁止する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、文書の作成、保存及び廃棄に関して定めた文書規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - ① 会社の企業価値の維持・増大を図るため、会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクを総合的かつ適切に管理するための基本的事項を設ける。なお、基本事項及び周知方法等については、リスク管理規程に定められているとおりとす。
  - ② リスク管理担当取締役を置き、リスク管理方針に基づき会社のリスク管理体制の構築・維持を管理・統括するとともに、諮問・推進機関を設置し、リスク管理状況を確認する。なお、諮問・推進機関はコンプライアンス・リスク管理委員会とする。
  - ③ 各部門は、リスク管理実施部門としてリスク管理規程に定めるところにより、リスク管理を実施する。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ① 取締役は事業計画（中期経営計画及び単年度事業計画）を定め、会社として達成すべき目標を明確化する。
  - ② 取締役が定める経営機構及び業務分掌に基づき、執行役員に権限を配分・委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
  - ③ 経営上及び業務執行上の重要な事項については、取締役会並びに経営会議等の会議により多面的な検討を加え、慎重に決定する。
  
5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 親会社から不当、違法な行為を受けないための体制の構築に努める。
  - ② グループ内取引の審査体制、独立性のある審査機関の設置、グループ内の非通例的取引の監査、親会社コンプライアンス部門との連携体制の構築に努める。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の職務を補助する使用人を選任し、その職務の遂行に必要な権限を付与する。
  
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
人事異動、組織変更等の最終決定は監査役の承認を得なければならないこととする。
  
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役、執行役員及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が求める事項につき、監査役に報告する。
  - ② 業務執行を担当する取締役及び執行役員は、監査役が提示する監査計画に基づき、担当する部門のリスク管理体制について監査役に報告するものとする。
  
9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - ① 取締役、執行役員及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
  - ② 監査役は代表取締役との意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - ③ 監査役は内部監査担当者との連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
  - ④ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
  - ⑤ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査役がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

### ③ リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討しておりますが、当面は内部留保の充実を図り、さらなる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備に対する投資等の財源として有効活用することが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

また、将来の配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とすることができる旨を定款に定めております。

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	569,391	I 流動負債	451,894
現金及び預金	147,356	買掛金	30,871
売掛金及び契約資産	400,918	短期借入金	299,500
棚卸資産	10,025	1年内返済予定の長期借入金	2,040
前渡金	2,136	リース債務	362
前払費用	8,955	未払金	25,720
II 固定資産	206,204	未払費用	19,865
1. 有形固定資産	28,027	未払法人税等	6,426
建物附属設備	15,764	預り金	4,075
工具、器具及び備品	11,121	前受収益	7,580
リース資産	1,141	賞与引当金	15,500
2. 無形固定資産	153,730	役員賞与引当金	2,450
のれん	63,259	製品保証引当金	776
ソフトウェア	69,077	その他	36,726
ソフトウェア仮勘定	21,392	II 固定負債	11,281
3. 投資その他の資産	24,446	長期借入金	10,370
長期前払費用	94	リース債務	911
その他	24,352	負債合計	463,176
		(純資産の部)	
		I 株主資本	311,716
		1. 資本金	545,850
		2. 資本剰余金	117,093
		その他資本剰余金	117,093
		3. 利益剰余金	△260,227
		その他利益剰余金	△260,227
		繰越利益剰余金	△260,227
		4. 自己株式	△91,000
		II 新株予約権	704
		純資産合計	312,420
資産合計	775,596	負債純資産合計	775,596

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売上高		1,085,861
II 売上原価		605,285
売上総利益		480,576
III 販売費及び一般管理費		444,451
営業利益		36,124
IV 営業外収益		
受取利息	1	
為替差益	636	
保険配当金	1,183	
助成金収入	250	
その他の	120	2,191
V 営業外費用		
支払利息	945	
上場関連費用	2,000	2,945
経常利益		35,370
VI 特別損失		
固定資産除却損	17	17
税引前当期純利益		35,352
法人税、住民税及び事業税	8,248	
法人税等調整額	-	8,248
当期純利益		27,104

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	545,850	-	117,093	117,093	△287,331	△287,331
当期変動額						
当期純利益					27,104	27,104
新株予約権の発行						
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	27,104	27,104
当期末残高	545,850	-	117,093	117,093	△260,227	△260,227

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△91,000	284,612	-	284,612
当期変動額				
当期純利益		27,104		27,104
新株予約権の発行			704	704
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	27,104	704	27,808
当期末残高	△91,000	311,716	704	312,420

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品、貯蔵品 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法  
（主な耐用年数）  
建物附属設備 8年～15年  
工具、器具及び備品 3年～5年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法  
（主な耐用年数）  
のれん 5年  
自社利用のソフトウェア 5年

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### 役員賞与引当金

… 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### 製品保証引当金

… 販売した製品の一定期間の無償保証費などによる費用支出に備えるため、過去の実績をもとに発生額を見積り計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 商品及び製品の販売

商品及び製品の販売に係る収益は、デジタルサイネージなどの製造及び販売並びに仕入商品の販売によるものであり、このような商品及び製品の販売については、顧客による商品及び製品の検収時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は、商品及び製品の検収後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

#### (2) 役務提供（受託契約等）

役務提供のうち受託契約等に係る収益は、ソフトウェアの受託契約等であり、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであり、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴って原価が発生していると考えられることから、進捗実態を適切に反映するために、各プロジェクトの見積総原価と発生した原価に基づくインプット法を採用しております。

進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

(3) 役務提供（運用取引等）

役務提供のうち運用取引等に係る収益は、デジタルサイネージ配信システム利用料、カーシェアリングシステム利用料、及び受託契約で納品したソフトウェアの保守契約等であり、一定期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客への履行義務が充足された後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 当事業年度の計算書類に計上した項目及び金額

(単位：千円)

	当事業年度
受託契約等の売上高	546,689
のれん	63,259
ソフトウェア	69,077
ソフトウェア仮勘定	21,392

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 受託契約等の売上高

当社では、受託契約等に係る収益に関し、[重要な会計方針に係る事項に関する注記]の「4. 収益及び費用の計上基準 (2)役務提供（受託契約等）」に記載したとおり、一定期間にわたり履行義務が充足される受託契約等の売上高について、受注金額及び進捗度に基づいて売上高を認識しております。また、進捗度は各プロジェクトの見積総原価と発生した原価に基づくインプット法により測定しております。

進捗度の算定に用いられる見積総原価は、特に将来における開発人員の person 費や外注費等について工数単価及び予定工数を主要な仮定として見積もって積算したものであります。

当該見積りに用いた仮定には不確実性があり、開発途中での仕様変更や、想定していなかった課題等の発生により、見積総原価や進捗度が変動した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれん

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

その資産性については「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、支配獲得時に識別した超過収益力の評価も踏まえ、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の可否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過去実績や事業環境を鑑み達成可能性が十分に高い事業計画等を基礎とし、見積りの不確実性も考慮して検討を行っております。なお、昨今の経済全般にわたる物価上昇の影響を主要な仮定としており、当面上昇が継続するものと見積もっております。

当該見積りに用いた仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となり、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与えるおそれがあります。

(3) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定

当社では、減損の判定にあたって、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により行っております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は経営環境の著しい悪化などにより前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかなどについて検討を行っております。当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかの検討に際しては、過去実績や事業環境を鑑み達成可能性が十分に高い事業計画を基礎とし、見積りの不確実性も考慮して検討を行っております。なお、昨今の経済全般にわたる物価上昇の影響を主要な仮定としており、当面上昇が継続するものと見積もっております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに対しては上記と同様の仮定を置いております。

当該見積りに用いた仮定には不確実性があり、今後の事業計画との乖離や市況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 売掛金及び契約資産の内訳

売掛金	217,790千円
契約資産	183,128千円

2. 棚卸資産の内訳

商品	9,633千円
仕掛品	343千円
貯蔵品	48千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 23,121千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	819千円
--------	-------

5. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	299,500千円
差引額	200,500千円

(注) 上記のほか、2023年4月21日付で当座貸越枠800,000千円を親会社である株式会社ゼンリンと設定しておりましたが、当該設定枠は解除する予定であります。

[損益計算書に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、[収益認識に関する注記]の「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	5,386千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,344,000	—	—	1,344,000

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	100,000	—	—	100,000

## 3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 146,000株

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### [税効果会計に関する注記]

#### 繰延税金資産の主な発生原因別内訳

##### 繰延税金資産

賞与引当金	4,743	千円
未払事業税	1,625	
税務上の繰越欠損金	133,970	
減価償却超過額	20,107	
その他	4,082	
繰延税金資産小計	164,528	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 133,970	
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△ 30,558	
評価性引当額小計	△ 164,528	
繰延税金資産合計	—	
繰延税金資産の純額	—	

### [金融商品に関する注記]

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を増資による直接金融や銀行借入による間接金融などによって調達することとしております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部のクラウドシステム等について、サービス提供開始時に前受収益を受領し、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金であります。なお返済日は最長で決算日後6年以内であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、コーポレート本部が営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	12,410	12,427	17

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	12,427	—	12,427

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	モビリティ	インポート	計	
一時点で移転される財	196,840	111,893	308,734	308,734
一定の期間にわたり移転される財	受託契約等	546,689	—	546,689
	運用取引等	229,504	932	230,437
顧客との契約から生じる収益	973,035	112,826	1,085,861	1,085,861
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	973,035	112,826	1,085,861	1,085,861

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	215,466 千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	217,790
契約資産（期首残高）	29,582
契約資産（期末残高）	183,128
契約負債（期首残高）	65,235
契約負債（期末残高）	7,580

契約資産は、顧客との受託契約等について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託契約等に関する対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後に請求し、概ね1ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に将来にわたって履行義務が充足される商品及び製品の販売または役務提供（運用取引等）に係る収益について、顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は60,988千円であります。

また、当事業年度において、契約資産が増加した主な理由は、収益の認識による増加が、顧客との契約から生じた債権への振替による減少を上回ったことによるものであります。契約負債が減少した主な理由は、収益の認識による減少が、前受金及び前受収益の受け取りによる増加を上回ったことによるものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 250円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円78銭  |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

[重要な後発事象に関する注記]

1. 一般募集による新株式の発行

当社は、2024年4月16日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年3月13日及び2024年3月29日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2024年4月15日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 100,000株
- ③ 発行価格 : 1株につき1,656円

一般募集はこの価格にて行いました。

- ④ 引受価額 : 1株につき1,523.52円  
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。  
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- ⑤ 資本組入額 : 1株につき761.76円
- ⑥ 発行価格の総額 : 165,600千円
- ⑦ 払込金額の総額 : 152,352千円
- ⑧ 資本組入額の総額 : 76,176千円
- ⑨ 払込期日 : 2024年4月15日
- ⑩ 資金の使途 : 人材採用及び人件費・教育費用  
設備投資

2. 一般募集による自己株式の処分

当社は、2024年4月16日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年3月13日及び2024年3月29日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の処分を決議し、2024年4月15日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
- ② 処分する株式の種類及び数 : 普通株式 100,000株
- ③ 処分価格 : 1株につき1,656円

一般募集はこの価格にて行いました。

- ④ 引受価額 : 1株につき1,523.52円  
この価額は当社が引受人より1株当たりの自己株式の処分に係る払込金として受け取った金額であります。

なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- ⑤ 処分価格の総額 : 165,600千円
- ⑥ 払込金額の総額 : 152,352千円
- ⑦ 払込期日 : 2024年4月15日
- ⑧ 資金の使途 : 「一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の使途」と同一であります。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社Will Smart

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田篤芳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甲斐貴志

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Will Smartの2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年3月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社 Will Smart 監査役会

常勤監査役	奥田 浩三	Ⓜ
社外監査役	田中 裕幸	Ⓜ
社外監査役	水澤 良	Ⓜ

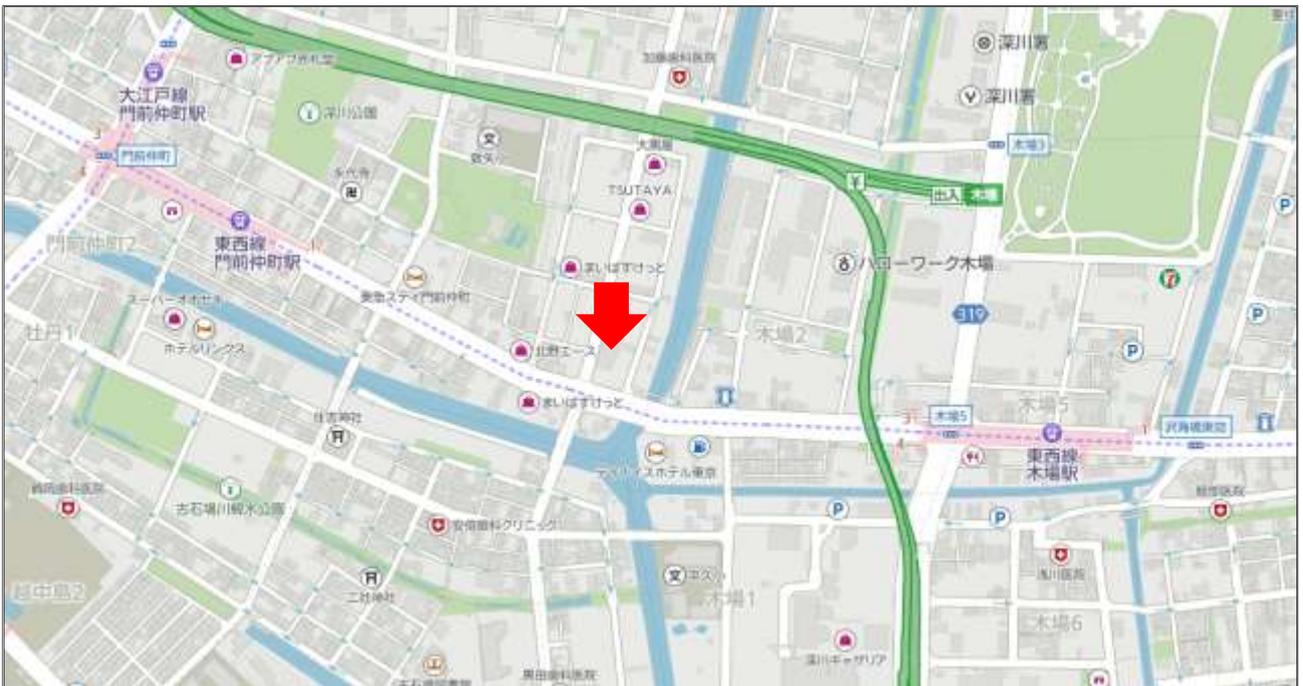
以上



# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区富岡二丁目 11 番 6 号  
HASEMAN BLDG 5階 当社会議室

TEL 03-3527-2100



会場最寄駅	・東京メトロ東西線	門前仲町駅	1番出口	徒歩7分
		木場駅	3番出口	徒歩8分
	・都営大江戸線	門前仲町駅	5番出口	徒歩10分